

# 都市公園等清掃管理委託契約書

この契約の目的は、都市公園等が日常生活における憩いの場、休息の場、レクリエーションの場としての役割を果たすと共に、都市景観にも重要な役割を持つものであり、公園管理者と との相互理解により、都市公園等の保全と利用を高めようとするものです。

上記趣旨のもとに、茂原市を甲とし、 を乙として、次の条項により都市公園等清掃管理委託契約を締結する。

第1条 乙は、「 」の清掃及び管理について、次の条項に掲げる行為を随時行うものとする。

- (1) 公園内の清掃及び除草をすること。
- (2) 公園施設の破損または損傷を甲に通報すること。
- (3) 地域住民に対して公園愛護を周知すること。
- (4) 公園等に対する地域住民の要望等を甲に連絡すること。

第2条 公園管理の期間は、平成 年 月 日より平成 年3月 日までとする。

第3条 甲は、乙に対し、 円也の委託料を支払うものとする。  
2 前項の委託料は、平成 年3月31日までに支払うものとする。

第4条 この契約について疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

平成 年 月 日

千葉県茂原市道表1番地  
甲 茂原市  
茂原市長 田中豊彦

乙